

## 学校法人 滝川学園 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

### (役員報酬の意義)

第2条 この規程において役員報酬とは、学園が役員に対し、理事または監事としての業務執行の対価として支払うものをいう。

### (報酬の決定)

第3条 役員報酬は理事長が決定する。

### (支給)

第4条 役員報酬は月額とし、毎月25日に支給する。ただし、25日が休日に当たるときはその前日とする。

2 役員報酬の金額は別表のとおりとする。

### (控除)

第5条 役員報酬から控除されるものは、所得税とする。

### (手当)

第6条 役員会に出席した場合、実費相当分の交通費を支給する。

### (兼務役員)

第7条 専任教職員には役員報酬は支給しない。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### (施行)

第9条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

平成25年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

別表

役職名	報酬月額
理事	40,000円
監事	40,000円